

別表(第10条関係)

大野市文化会館施設使用料

(単位：円)

階	区分	昼間				夜間		全日		1時間当 たり超過 料金
		9：00～12：00		12：00～17：00		17：00～21：30		9：00～21：30		
		平日	土日曜 祝日	平日	土日曜 祝日	平日	土日曜 祝日	平日	土日曜 祝日	
一階	大ホール	9,000	11,700	12,600	16,400	17,600	22,900	33,300	43,400	3,000
	大ホール舞台	3,100	4,000	4,300	5,600	6,100	7,800	11,500	14,800	1,000
	こぶしの間	600	800	800	1,100	1,200	1,600	2,200	3,000	200
	けやきの間	600	800	800	1,100	1,200	1,600	2,200	3,000	200
	ホワイエ	1,400	1,800	2,000	2,500	2,700	3,500	5,200	6,600	500
	名水の間	1,200	1,600	1,700	2,200	2,400	3,100	4,500	5,900	400
	研修室	500	600	700	800	1,000	1,200	1,900	2,200	200
二階	うぐいすの間	1,200	1,600	1,700	2,200	2,400	3,100	4,500	5,900	400
	鶴の間	600	800	800	1,100	1,200	1,600	2,200	3,000	200
	亀の間	600	800	800	1,100	1,200	1,600	2,200	3,000	200
	鳳凰の間	3,900	5,100	5,500	7,100	7,600	10,000	14,500	18,900	1,300
	ホワイエ	500	600	700	800	1,000	1,200	1,900	2,200	200
全館		16,400	21,400	22,900	29,800	32,200	42,000	60,800	79,200	5,500
屋外展示広場		100		200		300		400		区画50m ²

備考

- 1 大ホール使用料は、大ホール舞台を含む。
- 2 利用許可時間を超過して利用した場合の使用料は、時間区分ごとに定められている金額(以下「基本使用料」という。)と超過時間1時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額との合計額とする。
- 3 利用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収するときは、使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最高の額を入場料とみなす。
 - (1) 入場料が500円以下のとき 2割
 - (2) 入場料が500円を超え1,000円以下のとき 4割
 - (3) 入場料が1,000円を超え2,000円以下のとき 6割
 - (4) 入場料が2,000円を超え3,000円以下のとき 8割
 - (5) 入場料が3,000円を超えるとき 10割
- 4 利用者が営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために利用する場合の使用料は、使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 利用者が市内に住所を有する場合 5割
 - (2) 利用者が市外に住所を有する場合 10割
- 5 利用者が市外に住所を有する場合は、使用料の5割に相当する額を加算する。
- 6 冷房又は暖房を利用する場合は、平日の基本使用料の5割に相当する額を加算する。さらに超過して利用した場合は、超過料金の5割を合計する。
- 7 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

大野市文化会館照明特殊器具使用料

(単位：円)

区分	器具名	単位	使用区分	使用料
照明装置	1 Aセット シーリングスポットライト 第1ボーダーライト 第2ボーダーライト フロントスポットライト 舞台調光器操作盤装置	1列 1列 1列 2列 1式	1時間につき	1,600
	2 Bセット(Aセットに加えて) サスペンションライト アッパ Horizont ライト ロー Horizont ライト フロントスポットライト 各種効果器 ステージスポットライト クセノンピンスポットライト	3列 1列 1列 2列 1式 8台 2台	1時間につき	3,200
	3 花道フットライト	1列	1時間につき	200
	4 第1ボーダーライト	1列	1時間につき	400
	5 第2ボーダーライト	1列	1時間につき	400
	6 ロー Horizont ライト	1列	1時間につき	200
	7 アッパ Horizont ライト	1列	1時間につき	400
	8 サスペンションライト	1列	1時間につき	400
	9 シーリングライト	1列	1時間につき	800
	10 フロントサイドスポットライト	4列	1時間につき	800
	11 ステージスポットライト	2台	1時間につき	200
	12 効果器	1台	1時間につき	400
	13 2Kクセノンスポットライト	1台	1時間につき	500
	14 舞台調光器操作盤装置	1式	1時間につき	800
	15 展示照明スポット	1灯	1日以内	100
器具の持込み	照明器具を持ち込む場合は、使用電力により使用料を区分する。			
	1 使用電力が5KW未満の場合		1時間につき	200
	2 使用電力が5KWを超え10KW未満		1時間につき	500
	3 使用電力が10KWを超え15KW未満		1時間につき	800
	4 使用電力が15KWを超える場合		1時間につき	1,000

大野市文化会館音響特殊機器使用料

(単位：円)

区分	器具名	単位	使用区分	使用料
音響装置	1 Aセット コンデンサーマイクロホン ダイナミックマイクロホン 拡声装置	1本 1本 1式	1時間につき	1,600
	2 Bセット(Aセットに加えて) レコードプレーヤー カセットテープレコーダー ダイナミックマイクロホン	2台 2台 4本	1時間につき	3,200
	3 Aコンデンサーマイクロホン	1本	1時間につき	300
	4 Bコンデンサーマイクロホン	1本	1時間につき	300
	5 ダイナミックマイクロホン	1本	1時間につき	200
	6 ワイヤレスマイクロホン	1本	1時間につき	300
	7 レコードプレーヤー	1台	1時間につき	500
	8 カセットテープレコーダー	1台	1時間につき	500
	9 拡声装置	1式	1時間につき	800
	10 ステージスピーカー	2台	1時間につき	300
	11 跳ね返りスピーカー	2台	1時間につき	200
	12 8Pマルチケーブル	1本	1時間につき	200
	13 持込機器(PA等)接続	1台	1時間につき	500
	14 拡声装置(マイク2本付)鳳凰の間用	1式	1時間につき	1,200
	15 拡声装置(マイク2本付)鳳凰の間用	1式	1時間につき	2,400
	16 エレクトーン 鳳凰の間用	1台	1時間につき	400
舞台装置	1 反響板	1式	1時間	400
	2 ヒナ段	1個	1日以内	100
	3 ピアノ	1台	1時間につき	1,200
	4 スクリーン	1台	1日以内	800
	5 ホリゾン幕	1枚	1日以内	500
	6 指揮者台	1台	1日以内	400
	7 指揮者譜面台	1台	1日以内	400

大野市文化会館その他使用料

(単位：円)

区分	品名	単位	使用区分	使用料	
その他	1 金屏風	1双	1日以内	1,000	
	2 パネル	1枚	3日間	100	
	3 白布(テーブルクロス)	小1枚	1日以内	100	
		大1枚	1日以内	200	
	4 湯沸及び茶道具	1式	1日以内	600	
	5 祝宴その他酒肴を伴う会合の特別料金			50人未満	2,000
				50人以上	3,000
	6 スライド映写機	1台	1日以内	500	
7 鳳凰の間用スクリーン	1枚	1日以内	500		